



安政条約
封米英露

安政元

服部文庫
イ 17
2189
4



特
249
4

所書付字
涉帳面字

三冊

安
七
⑦



江新伊勢書度 江新伊勢書度

魯西亞英吉利亞墨利加木以別冊之通條約
也取勢也亦成以法在進之德夫入港之上也
後之清實德法以所要之海牙法之在
公法之以前又事為是信也之方之事也
因之為公法條約書字在是也

阿那仔執書度以核

亞墨利加
條約

約條

一 亞墨利加合衆國と帝國日本と兩國の人民誠
實に朽の親睦と取信の兩國人民交親と有
し、向ふて守る條おまゝなり、合衆國より
全權マテユカルブレトペルリーと日本に成り日本
若しより全權林久、丹次、野島、伊澤
勇作、樫原、氏、被、楠とあるを、勅諭を信と
双方に、通取極い

才一ヶ条

一 日本と合衆國との其人民永世不朽の和親を

可経の場和人柄の取引に事

才二ヶ条

一 伊豆下田松本地相殿の与港の日本政府に於て
要害利加船薪米食料及炭火之の品を日本
人との相交を給ふるに依り先づ此を
下田港を約條書由相中の上即時に完結
ハル年二月廿五迄事

一 給中船の品内至條書に依り日本及人より
お渡りし右材料を全浪浅迄つて其事

才三ヶ条

一 合衆國の船日本海濱漂着し何れも救済せしむ
漂氏と下田又の相殿が護送致し中國者
支五下り取付し取付し因に之を漂氏諸
雜費と爲國之因に事致不及續事

才四ヶ条

一 漂着或は流來之人民取扱はれ他國に在
候優劣あり閑籠メ及後及官を在候事
法度六條後及事

才五ヶ条

一 合衆國の漂氏その他者とも尚下田相殿

通商中長法に於て唐和常人の在國親
寤寤の取扱に於て同港内の不徳用は七重
の内は勝の細細いしは銀港及び通
取極め事

中六ヶ条

一 必用の品物に非ざる時事は双方談判の上
取極め事

中七ヶ条

一 金銀圓と私右為港の海軍に付金銀貨等
物として入用と私右為港と取極め事

政府の規定は私右為港に且金銀圓の私右為
港の取極め事と日中人の好むる私右為港の取極め
事

中八ヶ条

一 薪木食料石炭等不足の時に私
右為港に及んずる取極め事と私右為港の取極め
事

中九ヶ条

一 日中政府外國人の商賣に利益を加へるに
先んじて私右為港の利益を加へるに先んじて

一 日本は既に列強の波にさら

才十ヶ条

一 瓜分國の私着し難風を造るる所を固苦銀
港の外根海軍の波にさら

才十ヶ条

一 各國政府に於ては強國より弱國に
出官吏しりしもの下は強國に依りて
定例より八月後には強國に及ぶ事
事

才十二ヶ条

一 今般の約條を定むるは各國の強國に
事をも合衆國より於て長公令大臣と
一 定むる事と日中大臣と
十八ヶ月とより君を許容す約條取替し
事

右の條日本に利益加ふ國全權使節
とす者也

右條約中文十二ヶ条者帝國日本
并々對しては仔細必し其程度
以て對しとす仔細必し其程度
以て對しとす仔細必し其程度

合衆國全境ヲシテカルフレトヤルリトシテ永七二年甲
寅三月三日武州横濱村ニ於テ右誓セシ事
右邊ニシテ世々親定シ書由是別トヨ港小
於テ乃右誓ニ及シ升テ對シテトト委任シ先
以後兩國互ニ條約急度守テ事ヲ違
下ヨシ於テ右誓條約所縁ニ別紙ニ此レを
記テ右大君ノ命トシテ

安政元年甲寅十一月 阿波守松平花押

牧野梅翁
松平和泉守
松平伊賀守
久世大和守
内及延行守

日本國と合衆國との使臣提督ハルシと
帝國日本の全權林博士と對し
存貨物及航路河港物産民衆捕行内
法を節制法滿洲帝國政府の爲に極意
修約す

才一ヶ条

一 下回法是より北の境と定めしむる間而も
後より之を主の條より應じ統正とて其書
利加人帝既と約せし日本聖教七里の境
國新出入を不許あり日本法

勿小懐ら者あらうの昔号は成補の船送して

才二ヶ条

一 北港小東ら南極輪渡船の為上陸とて不官を
てせしとて下田とて一と柳造主一六港内の中央小
あら小港の東南小島ら流造に設く庵とて合
凡國の人民必日中官吏か對し可憐とて
を屋し

才三ヶ条

一 上陸北亞善利加人免許と語とて一武家
町家小切とて方屋とて一但寺院市店とて六

勝子たら屋し

才四ヶ条

一 龍田の者体息所とて近とて乃旗店設らとて
下田下地寺柳造主と泉寺とて寺とて定とて屋
才五ヶ条

一 柳造主と泉寺境内小亞善利加人埋葬所設
け扉略あら事あり

才六ヶ条

一 神奈川、その條約の苦難小ありて不慮とて
屋すとてありとて一平地とて流し、新とて提督

べルリノ必儀ハ一ノ必在銀ノ名信ハ此意ハ有
テリトモ政府ニ在ル

才七ヶ条

一 向後外國政府ハ初メて公願ノ示若ク業諸
譯員在念テ所ノ外モ漢文譯書ヲ取用
スル事アリ

才八ヶ条

一 港取掃及一ノ港内業内者三人之至也

才九ヶ条

一 市店ノ示ト撰シテ買取ノ名ト示メ價ト

正ノ用和ハ送下リテ價ハ因和ト目付店更
小年一ノ示モ官吏より候也

才十ヶ条

一 各款遊脚ヲ取テ目付ハ初メテ和名ヲ取
外モ不亞善利加人モ亦以別名ハ候也

才十一ヶ条

一 世分ハ和銀ノ境目ハ里數ハ里ト定メテ
地ノ其ノ律法モ世條約才一ヶ条ハ和ノ
規則ハ徴スル

才十二ヶ条

一 神奈川とその條約取極此書籍の成は
小島あふまると日本君も小島に誰か委任す
しよと云の條あり也

才十三ヶ条

一 茲小取極をくまの親定と何事か依るに
若神奈川とその條約小遠ふ事ありとも又
是と要ら事か

右條約所取工ケレテ日本は徳小五徳の割
取し是と業徳小魏譯して其書面合氣と
日本全行双方取替と云ふ也

右條約所取十二ヶ条を帝國日本全行林
大學院并戸村と云行次其存於氣波河と
物及氏氣補竹内法を命松崎海を命と書
利加合氣國全行マテカレブレトペリと云永七年
甲寅六月廿二日重列下回港小あそる取替事
右邊に其親定し書面下回港小於る取替
し候と并戸對馬と云委任せし其以後兩國互
條約念及右字より事左

明治元年甲寅十二月

江戸新子機と記押

阿波浮世書後記

英吉利
約文

阿波能行書	久世大和書	松平信賢書	松平和泉書	牧野有樂書
同	同	同	同	同

約文

世度

大鯨利を泥亜王国の軍船に升せし物惣督
 ヤーラスターイルリニキに相會し長崎奉行
 水野筑後守所目白永井君の懸
 大日本帝國政府の命と受新水食料等船
 中必用之品と毎一又は破船備置此為
 肥前乃長崎と松本の箱館との間泥不
 鯨利を泥亜王国の船と寄る事成る免
 一長崎を今より其用と毎一箱館に泥

一 暹羅、日本より五日以内、往く船を以て
 其地を以て此法度小使小使
 一 難風に逢船損せられたる船は、外に
 横り小渡来不相成事
 一 世後渡来し船若日本に法度と托事あれば
 右に如流に来ると横り船中乗組に有法と
 托事し其船將此法度と託事と爲す
 一 世後約より如港乃外今より後外國に
 是免は事あり其國と同様に船利を渡来
 船民と爲す

一 右に通波定むるは也

大日本國大長官

大親利を泥重女王と懸議し有委任貴臣の書面

今より十二月中に長濟小使と有給事

一 右に條件政府に命じりて定むる上を世後
 渡来し船將此法度と託事と爲す

嘉永七甲寅年八月二十日長濟鎮府定

阿波野帆古夜渡

魯西亞
條約

水野筑後守死押

永井岩之丞死押

魯西亜國と日本國と今より後熟切して
章事ならん事と款して條約と定む
この魯西亜ケイツルハ全權アキユタトセ子ラール
フイーヌアトミラール五フイニヌスアチヤ子ニセズ
日本大臣、重臣岡井肥前守川路佐野小
任してたの電と定む

第一條

今より後熟國未永く其実熟しして終
至不飲不飲も亦保護一人命勿傷
什物能くも損害なからん

此の二と後優こといふも國の正法と尋る
也

第五ヶ條

魯西亜船中回若彼と渡来し何全浪取也
と云て入用の取物を毎と尋事と申す

第六ヶ條

若止む事と云はる事あり何魯西亜政府
より若彼中回の内一港官使を立置

第七ヶ條

若許定ると云はる事あり何日本政府

是と熟考し取斗る

第八ヶ條

魯西亜人の日本よりわ日本人の魯西亜
人よりわ是と云ふこと後優しと禁固
と云ふことか——然きとも若法と云ふ
ありは是と云はれらる事あり若
本國の法度と云ふ事——

第九ヶ條

若國近隣の故と云ふ日本國より向後
此よりわらる事あり然れども魯西亜人

少も原由ありしに

石条約

魯西重ヶイツルと

日本大君を又ハ別紙小記を如く、お控の
今より九ヶ月の後、不斗と致合次第
ト因事於て、五箇月ト一ト是示し、て
向ふハ全控示小名判し、条約中の
事件は是とあり、双方御遠慮あり奉る

安政元年十一月廿日 岡井肥前守在押

川治彦(通)尉在押

條約附録

魯西亜國全權セ子ラー
ラールエフイニユス
ラーニヤナシと日本國要領
重臣の同升 肥前守川路
海尉を是むる
不の條約附録

第三條

魯西亜人 中田若殿 於て市中
遊色 後優小細細
中田大を是とす 日本
皇教 七上 若殿 不
能て 八同 若星 と
混る 凡を 寺社 市
若殿 且 旅 店 若
星 近 八 定 七 不
の 休 息 若 殿

といふも人家の拓拓ありて其地を
乃多事とゆふは長崎の能くはる
他國の爲に拓くは拓むは不拓不拓は是
港の拓に似たり拓不拓は是

第五十條

日本は其後を定むるは拓不拓は是
魯西亜人の拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是

日本後人の拓不拓は是

第六十條

魯西亜官吏の拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是

第六十條

拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是
拓不拓は是

拓不拓は是

透矢のりここのお國の全権名判よりの
なり

安政元年十一月廿日 岡井抱右衛門

川路彦太夫

別紙

先達の日中関係と和約のた
條約の和書
日中関係の和書は、さうして魯西
との條約和書も是れを准じて和書の
執成を和約

安政元年十二月廿日 岡井肥後守

川路佐野守

別紙



